●特集● カジノ誘致の諸問題

目標はギャンブル害ゼロ社会 一依存症モデルから ギャンブル害低減モデルへの転換を

過度のギャンブルの結末として起こりうるのは多重債務や離婚, 自殺などの不幸の数々である. ギャンブルが社会にもたらす害を把握し, その低減をはかるには従来の依存症モデルでは不十分であり, 包括的なギャンブル害低減モデルに基づく対策が求められる.



滝口直子

はじめに

「大企業が利益を上げるとその恩恵を庶民も受けられる」と政治家は言う. グローバルなカジノ産業は間違いなく大企業である. しかしこの恩恵は「上から下」ではなく, 逆方向に向かうのではないだろうか. 庶民のお金は, 某有名ブランドの掃除機を使ったかのごとくに上に吸い上げられるように見える」.

ギャンブルで借金を繰り返し、「二度とギャンブルに手は出さない」と土下座し、家族・親戚に肩代わりしてもらっても、またギャンブルで借金、離婚、失職、DVや高齢者(子ども)虐待、犯罪、最後は自殺(未遂).ギャンブルへのコントロール喪失は、つい最近まで「意志が弱い」「遊び好き」「親失格」などと道徳の欠如とされ、問題解決の責務は家族(本人

●たきぐち・なおこ●

カリフォルニア大学 (UCLA) 大学院民俗・神話学際プログラム修了. Ph.D. 所属:大谷大学社会学部. 専門:社会学. 「借金を返済できなくても 嘘をついてでも あと一回ギャンブルをしたいあなたへ」(社会的包摂サポートセンター, 2018) ほか.

は解決できそうもないので)に押し付けられてきた。

カジノ解禁の法案通過とともにギャンブル依存症対策が唱えられ、家族やギャンブラー本人の支援先も広がりつつある。しかしその支援や対策の焦点がギャンブル依存症の人の治療や有病率の低下であるならば、それはイギリスの「ギャンブル害抑制の国家戦略への勧告」²⁾ が指摘するように、ギャンブルが引き起こす害に関わる多くの社会・経済上の構造的要因を見逃すことになる。

ここではその要因のいくつかを取り上げ, 私たちが目指すべきはギャンブル害ゼロ社会 であり、実効性ある対策を実施するには、ギャンブル産業と行政や研究機関との協調的関 係の再考が必要であることを主張したい。

1 依存症にまとわりつくスティグマや恥

認定された病気とはいえ、依存症には恥やスティグマ(烙印)がつきまとう。職場の使い込みで逮捕され、メディアで実名が晒されると、「ここにはもう住めない」と引っ越す家族さえいる。裁判で「ギャンブル障害」と

キーワード:ギャンブル害(gambling-harm), ギャンブル害最小化モデル(gambling-harm minimization model) 著者連絡先:dkbmp804@kyoto.zaq.ne.jp いう病名を言ったところでメリットがあるわけではない.「一生治らない怖い病気になった」と嘆く家族もいる.世界的にギャンブラーは回復の場に登場しない.せいぜい 10% とされている³⁾.例えば、カリフォルニアでは無料の治療制度を整えたものの、ギャンブラーや家族が殺到しているわけではない⁴⁾.

2 症状よりも結果: 弱者はちょっとのギャンブルで生活破綻

例えば年収2000万円の人が空いた時間に ストレス解消にパチンコに行って、月3万円 使ったとする。同じ金額を生活保護受給者が 使ったとする。前者のギャンブルは問題には ならないが、後者のギャンブルは「税金の無 駄遣い」と責められ、対人関係は悪化し生活 も破綻する。経済的な弱者は、ギャンブルを すればすぐにも生活に支障をきたすことにな り、依存症の診断基準を満たすかどうかはと もかく、問題あるギャンブラーと見なされる ようになる。「この人たちは依存症ではない」 と診断を下すとしても、困りきった「この人 たち、その家族」はどこに支援を求めればよ いのだろうか、依存症の症状の有無でなく、 ギャンブルの負の結果、すなわち「ギャンブ ル害」を測定した方が、ギャンブルが引き起 こす問題の実態に迫ることができよう 5)...

オーストラリアやイギリスの研究では社会・経済的な弱者がギャンブル問題を生じさせやすいこと、あるいはそのような人たちが住む地域ではギャンブルの機会が多く提供される傾向にあることが指摘されている^{6,7)}. ギャンブルをすることで脆弱性を持つ人たちはより脆弱になっていくと言える.

3 ギャンブルをしない人が被る ギャンブルの負の影響

「問題に至るギャンブラーはごく少数、大抵

のギャンブラーは楽しんでいる」とよく言われる。ところがビクトリア州(オーストラリア)の報告書では問題ギャンブルの社会的コストは24億ドル、そこまでは至らないものの中程度のリスク、低いリスクがそれぞれ19億ドル、24億ドルである⁸⁾. 問題ギャンブラーよりもそこまでには至らない予備軍の社会的コストの方がずっと大きいのである。さらに、1人の問題ギャンブラーは6人に、中程度のリスクは3人に、低いリスクは1人に影響を与えるとされる⁹⁾. つまりはギャンブルをしない多くの人、赤ちゃんまでもが借金や離婚、虐待などのギャンブル害に晒されることになる。

4 どこにでもあるギャンブルの機会・ ギャンブル製品の依存を引き起こす特徴

ギャンブルにハマるのは「その人に問題 あり」と考えると、ギャンブル環境や依存を 引き起こす製品の特徴を見過ごすことになる。 アクセスのしやすさ(例えば、汎在するギャ ンブルマシン), ギャンブルマシンに組み込 まれたニアミスや勝ちと間違う負け(20以上 の勝ちラインのいくつかで勝ちが生じ、マシ ンが音や光で祝ってくれるが、賭けた金額よ りも勝ちの総額が低い)は、プレイヤーに「も うちょっとで大勝ちだったのに」「今度こそ 勝ちが来る」「連勝」と勘違いさせプレイを 長引かせることになる。マシンの速度もゲー ム1回につき1秒にも3秒にもできる.1度 に賭ける金額も高額にできる、 さらに他のマ シンとリンクさせ1つのマシンに大当たりを 集中させることもできる10) サイコロやカー ドに細工をすればイカサマである。マシンに 「細工」しても法がよしとすれば合法である。 もちろん法は市民の力で変えられるのだが.

おわりに:ギャンブル害ゼロへ政策転換を

問題を抱えるギャンブラーは、ギャンブル の真っ最中でさえ合理的な判断を下した結果 自分の選択でギャンブルをしていると、ある 裁判でギャンブル問題の著名な専門家は証言 をした 11) 合理的な判断の結果、ギャンブル をするとしたら、過度なギャンブルの結末は 自己責任ということになる。では、なぜギャ ンブルをやめたいと思っているのに「気づい たらギャンブル台の前にいる」のだろうか? そもそも依存症は、本人が止めたくても止め られないというコントロール喪失の疾患であ るはずだ、ギャンブル産業は大きな力でもっ て税収に悩む行政や助成金が欲しい研究機関 に影響を与えることができる。産業は何を研 究のテーマにするのか、決定する力を持って いる。つまりは利益の大幅減につながるよう な研究はされないということだ 12,13,14) さら にはギャンブル行動のデータを所持するのは 産業であり、産業との関係性を持たない研究 者はデータにアクセスすることが困難である.

ギャンブルが引き起こす害を最小化する実 効性ある対策の実施には、研究機関や政策の 立案実施機関が産業から独立すること、それ は必須である。ギャンブル害に苦しむ個人や 家族を本気で減らしたいのであれば、ギャン ブル産業と行政および研究機関との関係性を 見直す必要がある。

参考文献

- Livingstone, C., Adams, P. Cassidy, R., Markham, F., Reith, G., Rintoul, A., Schüll, N.D., Woolley, R. & Young, M.: On gambling research, social science and the consequences of commercial gambling. *Int. Gambling Studies*, 18 (1), 56-68 (2018)
- RGSB: The Responsible Gambling Strategy Board's advice on the National Strategy to Reduce Gambling Harms 2019-2022 (2019).
- Gainsbury, S. & Blaszczynski, A.: Online Self-guided Interventions for the Treatment of Problem Gambling. *Inter. Gambling Studies*, 11 (3), 289-308 (2011).
- 4) UCLA Gambling Studies Program: Annual Treatment Services Report (Fiscal Year 2016-2017).
- Browne, M., Goodwin, B. & Rockloff, M.: Validation of the short gambling harm screen (SGHS): *J. Gambling Studies*, 34 (2), 499-512 (2018).
- 6) Livingstone, C.: 「ギャンブル害の予防―オーストラリア から北海道の皆さんへの提言」『地域社会を侵襲するカジ ノ・ギャンブル』カジノとギャンブル問題を考える市民講 演会.(編) 黒川新二・篠原昌彦 (2019).
- Rogers, R., Wardle, H., Sharp, C., Dymond, S., Davies, T., Hughes, K. & Astbury, G.: Framing a public health approach to gambling harms in Wales. Bangor University (2019).
- Browne, M., Greer, N., Armstrong, T., Doran, C., Kinchin, I., Langham, E. & Rockloff, M.: *The social cost of gambling to Victoria*. Victorian Responsible Gambling Foundation. (2017).
- Goodwin, B., Browne, M., Rockloff, M., Rose, J.: A typical problem gambler affects six others. *Int. Gambling Studies*, 17 (2), 276-289 (2017).
- 10) Livingstone, C.: How electronic gambling machines work. *AGRC Discussion Paper* **8** (2017).
- 11) Federal Court of Australia: Guy v Crown Melbourne Limited (No 2) 2018 FCA 36, File number: VID 1274 of 2014. (裁判資料),
- Hancock, L. & Smith, G.: Critiquing the Reno Model I-IV: International influence on regulators and governments (2004-2015). *Int. J Ment. Health and Addiction*, 15 (6), 1151-1176 (2017).
- 13) Orford, J.: The Gambling establishment and the exercise of power: a commentary on Hancock and Smith. *Int. J Ment. Health and Addiction*, **15** (6), 1193-1196 (2017).
- 14) シュール, ナターシャ D.: 『デザインされたギャンブル依存症』(日暮雅通訳,青土社,2018).